

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年11月30日
【中間会計期間】	第67期中（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	株式会社アプラスフィナンシャル
【英訳名】	PLUS FINANCIAL Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 哲朗
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田三丁目12番8号
【電話番号】	(03) 6630-3933
【事務連絡者氏名】	財務部統轄次長 田中 誠樹
【縦覧に供する場所】	株式会社アプラスフィナンシャル 東京本部 （東京都千代田区外神田三丁目12番8号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第65期中	第66期中	第67期中	第65期	第66期
会計期間		自2019年 4月1日 至2019年 9月30日	自2020年 4月1日 至2020年 9月30日	自2021年 4月1日 至2021年 9月30日	自2019年 4月1日 至2020年 3月31日	自2020年 4月1日 至2021年 3月31日
営業収益	百万円	-	-	39,672	78,895	78,538
経常利益	百万円	-	-	4,896	4,386	7,095
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益	百万円	-	-	2,464	2,871	4,687
中間包括利益又は包括利益	百万円	-	-	2,360	2,096	7,163
純資産額	百万円	-	-	74,739	65,568	72,732
総資産額	百万円	-	-	1,609,055	1,515,396	1,574,979
1株当たり純資産額	円	-	-	17.54	11.53	16.23
1株当たり中間(当期)純利益	円	-	-	1.62	1.88	3.08
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	-	-	0.91	1.05	1.74
自己資本比率	%	-	-	4.6	4.3	4.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	-	-	20,930	24,049	4,597
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	-	-	111	3,067	4,307
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	-	-	6,401	37,044	37,865
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	-	-	138,754	199,942	153,172
従業員数	人	-	-	1,250	1,263	1,230
(外、平均臨時雇用者数)		(-)	(-)	(429)	(468)	(456)

(注) 1. はマイナスを示しております。

2. 従業員数欄の( )内は、臨時従業員の間接連結会計期間(年間)の平均雇用人員であり、外数であります。

3. 当社は、第65期中および第66期中については四半期報告書を提出しており、中間連結財務諸表を作成していないため、当該経営指標等については記載しておりません。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第65期中	第66期中	第67期中	第65期	第66期
会計期間		自2019年 4月1日 至2019年 9月30日	自2020年 4月1日 至2020年 9月30日	自2021年 4月1日 至2021年 9月30日	自2019年 4月1日 至2020年 3月31日	自2020年 4月1日 至2021年 3月31日
営業収益	百万円	-	-	1,129	1,408	1,328
経常利益	百万円	-	-	936	780	708
中間(当期)純利益	百万円	-	-	955	995	731
資本金	百万円	-	-	15,000	15,000	15,000
発行済株式総数						
普通株式	株	-	-	1,524,211,152	1,524,211,152	1,524,211,152
優先株式	株	-	-	25,250,000	25,250,000	25,250,000
純資産額	百万円	-	-	41,740	40,053	40,784
総資産額	百万円	-	-	126,394	123,084	125,356
1株当たり配当額	円					
普通株式		-	-	-	-	-
第一回B種優先株式		-	-	-	-	-
H種優先株式		-	-	-	-	-
自己資本比率	%	-	-	33.0	32.5	32.5
従業員数		-	-	2	4	3
(外、平均臨時雇用者数)	人	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. はマイナスを示しております。

2. 従業員数欄の( )内は、臨時従業員の中間会計期間(年間)の平均雇用人員であり、外数であります。

3. 当社は、第65期中および第66期中については四半期報告書を提出しており、中間財務諸表を作成していないため、当該経営指標等については記載しておりません。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当中間会計期間の期首から適用しており、当中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【事業の内容】

当社グループは、当社および連結子会社2社で構成されており、セグメントと当社および連結子会社2社の当該セグメントにおける位置付けは、次のとおりであります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

セグメント	主要な会社
ショッピングクレジット	(株)アプラス
カード	(株)アプラス
ローン	(株)アプラス
ペイメント	(株)アプラス
その他子会社	(株)アプラスインベストメント
その他	当社 (株)アプラス (株)アプラスインベストメント

(注) 1. 株式会社アプラスは、2021年7月1日付で全日信販株式会社を吸収合併いたしました。

2. 株式会社アプラスインベストメントは、2021年7月1日付で株式会社アプラスパーソナルローンを吸収合併いたしました。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の連結子会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

株式会社アプラスパーソナルローンは、株式会社アプラスインベストメントに吸収合併されたため、子会社ではなくなりました。

また、全日信販株式会社は、株式会社アプラスに吸収合併されたため、子会社ではなくなりました。

#### 4【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2021年9月30日現在

会社名	従業員数(人)	
(株)アプラスフィナンシャル	2	(-)
(株)アプラス	1,225	(400)
(株)アプラスインベストメント	23	(29)
合計	1,250	(429)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。  
 2. ( )内は、臨時従業員の間接連結会計期間の平均雇用人員であり、外数であります。  
 3. 上記各社とセグメントとの関係については、「2. 事業の内容」に記載のとおりです。

##### (2) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(人)	2
---------	---

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。  
 2. セグメントとの関係については、「2. 事業の内容」に記載のとおりです。

##### (3) 労働組合の状況

一部の子会社には労働組合が組織されております。  
 なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 会社の経営方針

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針に重要な変更はありません。  
また、新たに定めた経営方針はありません。

#### (2) 経営戦略等ならびに連結会社が優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当中間連結会計期間において、経営戦略等ならびに連結会社が優先的に対処すべき事業上および財務上の課題について重要な変更はありません。

また、新たに生じた優先的に対処すべき事業上および財務上の課題はありません。

### 2【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当中間連結会計期間における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、前年同期においては四半期報告書を提出しており、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表は作成していないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

##### 財政状態および経営成績の状況

当中間連結会計期間の経営環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が実施される中、外出自粛や社会経済活動の抑制が続き、個人消費は弱い動きで推移するなど国内景気は先行き不透明な状況が続きました。

このような中、新生銀行グループにおける当社グループは、中期経営戦略の最終年度を迎え、「価値共創による成長追求と経営資源の最適活用による提供価値の最大化」の基本方針のもと、既存ビジネスの改善・改良による収益拡大と環境変化への対応、構造改革推進による徹底した省力化と人材の活用、働きがいのある職場づくり、を骨子として更なる成長と事業基盤の整備に取り組んでまいりました。

当中間連結会計期間の業績につきましては、ショッピングクレジット、ペイメントが堅調に推移した結果、営業収益は39,672百万円となりました。営業費用は貸倒引当金繰入額が想定を下回ったため34,824百万円となりました。この結果、営業利益は4,847百万円、経常利益は4,896百万円となりました。なお、コロナ禍の資産効率の低下を背景とした保有不動産の売却に伴う固定資産売却損を特別損失として2,248百万円計上したため、親会社株主に帰属する中間純利益は2,464百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

##### ショッピングクレジット

当セグメントにつきましては、新生銀行グループの昭和リース株式会社と連携した中小企業・小規模事業者向けソリューションであるベンダーリースや自動車販売店の営業基盤を活用した個人向けオートリース（回収金保証）の取扱を伸ばしてまいりました。また、住宅用太陽光発電システム、宝石貴金属、事務機器・業務用機器、保険外診療などの推進商品の取扱を伸ばしてまいりました。

当セグメントにおける営業収益は17,177百万円、セグメント利益は4,008百万円となりました。

##### カード

当セグメントにつきましては、カードショッピング利用額に応じてショッピングクレジットのご返済額を値引きする特典の付いた「APLUS CARD neo」やMastercard®最上位クラスのスータースクレジットカードである「LUXURY CARD」などの取扱が拡大したほか、マネックス証券株式会社と提携した「マネックスカード」など新たな顧客層に訴求する新規カードの発行に取り組んでまいりました。

当セグメントにおける営業収益は10,806百万円、セグメント利益は106百万円となりました。

##### ローン

当セグメントにつきましては、住宅ローンの融資実行までに必要なつなぎ資金をご融資する「ブリッジローン」など住関連ローンの拡大に取り組んでまいりました。また、子会社の株式会社アプラスにおいて新生銀行住宅ローンの取扱を本格的に開始し、新生銀行グループ一体で住関連ビジネスの成長、販売体制の強化を図ってまいりました。

当セグメントにおける営業収益は3,184百万円、セグメント利益は1,122百万円となりました。

##### ペイメント

当セグメントにつきましては、口座振替、コンビニ決済、家賃サービスといった集金代行サービスは安定した成長が続きました。コード等決済サービスは、国内需要の取り込みを図るべく利用店舗網の拡大に取り組んでまいりました。

当セグメントにおける営業収益は7,268百万円、セグメント利益は866百万円となりました。

##### その他子会社

当社グループ内の重複する事業を整理し、業務運営の効率化を図ることを目的とした組織再編を実施いたしました。子会社である全日信販株式会社につきましては、2021年4月1日付で主要事業を株式会社アプラスインベストメントに会社分割により承継いたしました。また、2021年7月1日付で全日信販株式会社を消滅会社とし、株式会社アプラスを存続会社とする吸収合併を実施いたしました。同じく子会社である株式会社アプラスパーソナルローンにつきましては、2021年7月1日付で株式会社アプラスパーソナルローンを消滅会社とし、株式会社アプラスインベストメントを存続会社とする吸収合併を実施いたしました。

当セグメントにおける営業収益は432百万円、セグメント損失は87百万円となりました。

なお、上記セグメント別の業績には、記載のセグメントには含まれない事業セグメントおよび調整額が含まれておりません。

#### キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ14,417百万円減少し、138,754百万円となりました。

営業活動の結果減少した資金は、20,930百万円（前連結会計年度末は4,597百万円の減少）となりました。これは主として、売上債権増加によるものであります。

投資活動の結果増加した資金は、111百万円（前連結会計年度末は4,307百万円の減少）となりました。これは主として、有形固定資産の売却によるものであります。

財務活動の結果増加した資金は、6,401百万円（前連結会計年度末は37,865百万円の減少となりました。これは主として、借入金の増加によるものであります。



営業実績

ア. セグメント別営業収益

セグメントの名称	金額(百万円)
ショッピングクレジット	17,177
カード	10,806
ローン	3,184
ペイメント	7,268
その他子会社	432
報告セグメント計	38,867
その他	818
合計	39,685

(注)金額は、セグメント間の内部消去前の数値によっております。

イ. セグメント別取扱高

セグメントの名称	金額(百万円)
ショッピングクレジット	255,222
カード	312,781
ローン	6,078
ペイメント	978,694
その他子会社	56
報告セグメント計	1,552,833
その他	-
合計	1,552,833

(注)1. セグメント別取扱高の範囲は、主として次のとおりであります。

アドオン方式の場合は、クレジット対象額または保証元本に手数料を加算した金額であります。リボルビング方式および残債方式の場合は、クレジット対象額、融資額または保証元本であります。ペイメントは、集金代行金額等であります。

2. 金額は、セグメント間の内部消去後の数値によっております。

ウ. 融資における業種別貸出状況

業種	前連結会計年度 (2021年3月31日)			当中間連結会計期間 (2021年9月30日)		
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)
卸売、小売・飲食店	2	0.0	2	-	-	-
不動産業	0	0.0	2	0	0.0	2
サービス業	6	0.0	2	5	0.0	1
個人	255,933	99.9	274,162	256,026	99.9	251,899
合計	255,942	100.0	274,168	256,032	100.0	251,902

エ. 融資における担保別貸出状況

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
担保の種類	貸出金残高(百万円)	貸出金残高(百万円)
不動産	133,772	125,495
信用	122,169	130,536
合計	255,942	256,032

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

財政状態および経営成績の状況に関する認識および分析・検討結果

当社グループの当中間連結会計期間における経営成績等は、外出自粛の影響や資金需要の減少といったコロナ禍の環境変化による影響が続いたものの、従前より取り組んできたショッピングクレジット、ペイメントの推進商品が堅調に拡大し、ビジネス全体を下支えした結果、営業収益は概ね想定通りの実績となりました。一方で、営業費用は債権回収が堅調に推移し貸倒引当金繰入額が想定を下回って推移したことにより、営業利益、経常利益は概ね想定通りの実績となりました。なお、コロナ禍の資産効率の低下を背景とした保有不動産の売却に伴う固定資産売却損を特別損失として計上したため、親会社株主に帰属する中間純利益は想定を下回る結果となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因としましては、貸倒引当金繰入額の増加や利息返還損失引当金の追加引当などが挙げられます。

貸倒引当金につきましては、雇用情勢の悪化や個人の信用リスクの増大により、貸倒損失が想定を上回り、貸倒引当金繰入額が増加する可能性があります。引き続き厳格な与信運営と回収体制の強化により良質な債権内容を維持し、貸倒引当金繰入額の抑制に努めてまいります。

利息返還損失引当金につきましては、足元の利息返還請求等の状況を踏まえた見通しの見直しにより、利息返還損失引当金を積み増す可能性があります。利息返還請求の動向につきましては、足元で落ち着いた動きが続くものの、引き続きその動向には注視してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定しておりましたが、当中間連結会計期間において、当該想定に重要な変更はなく、会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定に重要な影響はないと判断しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い経済活動停滞による影響が長期化した場合や、さらには緊急事態宣言発令下での外出自粛要請により、消費行動が抑制された場合は、当社の主力事業であるショッピングクレジット、カード等の事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりです。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容ならびに資本の財源および資金の流動性に係る情報

当社グループの資金調達につきましては、金融機関からの短期借入、長期借入のほか、社債、短期社債、債権流動化などを活用し、調達手段を多様化しております。運転資金や短期の営業債権に対応する調達は、短期借入や短期社債を活用して機動的に運営する一方、長期の営業債権に対応する調達は、長期借入や社債、債権流動化などを活用することで安定的な資金運営に努めております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	3,914,000,000
B種優先株式	2,500,000
H種優先株式	22,750,000
計	3,939,250,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,524,211,152	1,524,211,152	-	単元株式数 100株
第一回B種優先 株式 (注)1	2,500,000	2,500,000	-	単元株式数 100株 (注)2・3・4
H種優先株式	22,750,000	22,750,000	-	単元株式数 100株 (注)3・5
計	1,549,461,152	1,549,461,152	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 第一回B種優先株式は、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。

(2) 第一回B種優先株式の取得価額の修正の基準および頻度

(注)4に記載のとおりであります。

(3) 第一回B種優先株式の取得価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

取得価額の下限

73円 50銭

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の上限

34,013,605株(2021年9月30日現在における発行済株式総数2,500,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の2.23%)

(4) 第一回B種優先株式は、当社の決定により当該優先株式の全部の取得を可能とする条項を有しております。

(5) 第一回B種優先株式は、当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めはありません。

3. 優先株式の内容は、当社の定款の定めおよび必要な事項を記載しております。

4. 第一回B種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### (B種優先配当金)

1. 当社は、第36条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。

当社は、第36条第2項に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。

B種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1号のB種優先配当金の支払いは、B種優先中間配当金を控除した額による。

(非累積条項)

2. ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3. B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

(残余財産の分配)

4. 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき1,000円を支払う。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

5. B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、2008年4月1日以降、定時株主総会にB種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、B種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、B種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等)

6. 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。  
当社は、B種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(優先株式の取得)

7. 当社は、いつでもB種優先株式を取得することができる。

(B種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)

8. B種優先株主は、2007年9月1日から2022年8月31日までの期間中、下記条件により、その有するB種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

B種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社は1株につき下記ア.乃至エ.に定める交付価額により当社の普通株式を当該株主に交付するものとする。

ア. 当初交付価額

150.5円

イ. 交付価額の修正

交付価額は、2008年9月1日から2022年8月31日まで、毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所(大阪証券取引所の現物市場が東京証券取引所の現物市場に統合される2013年7月16日より前の時点については、「東京証券取引所」を「大阪証券取引所」と読み替えるものとする。)における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)(以下「修正後交付価額」という。)に修正される(修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円(以下「下限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円(以下「上限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ. 交付価額の調整

- (1) 交付価額は、2002年8月27日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式(以下「交付価額調整式」という。)により調整される(以下「調整後交付価額」という。)。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

- (イ) 時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付(株式の分割、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)による交付、又は新株予約権の行使による場合を除く。)する場合

調整後交付価額は、払込期日の翌日以降若しくは受渡期日以降又は募集のための株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する普通株式が含まれる場合、交付価額調整式における新規発行の普通株式数に当社が有する当該普通株式の数を含む。

- (ロ)株式の分割がなされた場合  
調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定め  
ない場合には効力発生日）の翌日以降、これを適用する。
- (ハ)時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは  
取得させることができる証券（権利）を発行又は交付する場合  
調整後交付価額は、その証券の発行日若しくは受渡日に又はその募集において株主に割当てを受け  
る権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、発行若しくは交付  
される証券の全額が交付され、当会社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日  
の翌日以降若しくは受渡日以降又はその割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。た  
だし、当該発行又は交付される証券の交付価額がその発行日若しくは受渡日又は割当てのための  
基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され得る最初の日の前日に発行され証  
券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (二)新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額（会社法第236条に規定される。以下同じ。）  
が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若  
しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）又  
は新株予約権付社債を発行する場合  
調整後交付価額は、その証券の発行日に又はその募集において株主に割当てを受ける権利を与え  
る場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に新株予約権の全部が行使され、当会  
社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当てのための基準日の翌  
日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをな  
すべき1株当たりの価額がその発行日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整  
後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行され全ての新株予約権が行使  
されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (2) ウにおける「時価」とは、調整後交付価額を適用する日（上記 ウ（1）（二）ただし書きの場  
合には割当てのための基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当  
会社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。た  
だし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (3) 上記 イに定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に ウに掲げる交付価  
額の調整事由が生じた場合には、ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、イに基づき修  
正された修正後交付価額を調整前交付価額として調整後交付価額を算出し、当該修正日以降これを  
適用する。
- (4) 上記 イに定める時価算定期間の間に ウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、ウの  
他の規定に従った交付価額の調整に加え、イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価  
額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。
- (5) 上記 ウ（1）の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は取締役会が適  
当と判断する価額に調整される。
- ( ) 合併、資本金の額の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、交付価額の調整を必要  
とする場合
  - ( ) 上記第( )のほか、当会社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生によ  
り、交付価額の調整を必要とする場合
  - ( ) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の  
算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
- (6) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまる  
ときは、交付価額の調整は行わない。ただし、次に交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付  
価額を算出する場合、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額から当該差額  
を差し引いた額を使用する。
- (7) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な  
交付価額とする。
- (8) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを受ける権利を  
与える場合は当該権利を与える株主を定めるための基準日、それ以外の場合は、調整後交付価額を  
適用する日の1ヵ月前の日における当会社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当会社  
が有する当会社の普通株式数を控除した数とする。

(9) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。

- ( ) ウ(1)(イ)の時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付する場合には、当該払込金額又は受渡金額(金銭以外の財産による払込みの場合には会社法第284条第1項乃至第7項に従って調査された現物出資財産の価額若しくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。)
- ( ) ウ(1)(ロ)の株式の分割がなされた場合は0円
- ( ) ウ(1)(ハ)の時価を下回る交付価額をもって、当該株式の当会社による取得と引換えに当会社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行又は交付する場合には、当該交付価額
- ( ) ウ(1)(ニ)の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)又は新株予約権付社債が発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額

#### エ. 上限交付価額及び下限交付価額の調整

上記ウの規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても、交付価額を上限交付価額又は下限交付価額に置換えた上で交付価額調整式を適用して同様の調整を行い(以下それぞれ「調整後上限交付価額」又は「調整後下限交付価額」という。)、ウ(5)の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、ウ(3)に定める場合には、調整後上限交付価額及び調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。

B種優先株式を当会社が取得するのと引換えに、当会社が交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の発行価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(B種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式)

9. 当社は、前項第1号の請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「B種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、取得し、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。

当社は、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式強制取得日の2週間前までに、当該日を通知、若しくは公告するものとする。

第1号の交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(優先配当金の除斥期間)

10. 第37条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。

(優先順位)

11. H種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。

(会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無)

12. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(議決権を有しないこととしている理由)

13. 資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。



5. H種優先株式の内容は次のとおりであります。

(H種優先配当金)

1. 当会社は、第36条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)又はH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者(以下、上記普通株式及びB種優先株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。

2009年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。

2009年4月1日(同日を含む。)から2016年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、2,000円(以下「H種清算価値」という。)に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

2016年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、H種清算価値にH種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

「H種優先株式増加配当率」とは、( )当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日(ただし、本条第11項に基づく取得にあたり、9月30日以前を取得日とする場合は、当該取得日の直前の4月1日及び10月1日)(ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページに表示される各数値の平均値(当該レート算出停止時の後継金利は総株主の同意により決定するものとする)、( )1.5%からH種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される期間7年に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.))を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。)(以下、かかるスワップ・レートを「H種発行日スワップ・レート」という。)を差し引いた率、及び( )1.5%を合計した率とする。ただし、H種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(非累積条項)

2. ある事業年度において、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3. H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、H種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(優先中間配当金)

4. 当会社は、第36条第2項に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「H種優先中間配当金」という。)を行う。

(残余財産の分配)

5. 当会社の残余財産を分配するときは、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、H種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき、( )H種清算価値、( )H種最終配当金額(本条第11項に定義)、及び( )2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、H種早期取得費(本条第11項に定義)を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、H種最終配当金額及びH種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。  
H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、前号の他、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時までH種優先株式100株当たり1議決権を有する。

(株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等)

7. 当会社は、法令に定める場合を除き、H種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。  
当会社は、H種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(H種優先株式の取得)

8. 当会社は、いつでも、H種優先株式を取得することができる。

(当会社の普通株式を対価とする取得請求権)

9. H種優先株主は、2011年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するH種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。  
前号の請求に基づく当会社によるH種優先株式の取得と引換えに当会社がH種優先株主に交付すべき当会社の普通株式数は、当該H種優先株主が取得請求のために提出したH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(1) H種優先株式交付価額

当初のH種優先株式交付価額は、当会社にH種優先株式の発行を認めた当会社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格(以下、本項において「VWAP価格」という。)として大阪証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値(気配表示を含む。)とする。)の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のH種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(2) H種優先株式交付価額の調整

- (イ) 下記の算式で計算するとH種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当会社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当会社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、H種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたH種優先株式交付価額を「調整後H種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後H種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後H種優先株式交付価額} = \text{調整前H種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}} + \frac{\text{当会社の受領対価}}{\text{時価}}$$

上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利が全て行使されたと仮定した場合(当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。)における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当会社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当会社の普通株式は一切含まないものとして計算する。

上記算式における「当会社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当会社が受

け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味する。

上記算式における「時価」とは、( ) 当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後H種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は( ) 当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な時価を意味する。

(ロ) 新株予約権等の発行

当社が当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利を発行又は交付する場合、かかる発行又は交付を、当該新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使により発行可能若しくは交付可能な当会社の普通株式の発行又は交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行又は交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行又は交付されたものとみなす。

(ハ) 株式分割

当会社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式にかかわらず、H種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の直前に本項に基づくH種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にH種優先株主が保有することになる数の当会社の普通株式を、H種優先株主が本項に基づく取得請求により交付を受けることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に行われる。

(二) 配当その他の分配

当社が、当会社の普通株式に関し、配当を支払い又は普通株主に対してその他の分配を行った場合（ただし、株式分割及び株式配当を除く。）、H種優先株式交付価額は、かかる配当の1株当たり金額（又は現金以外による配当若しくは分配の場合には、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額される。

(ホ) その他当会社の取締役会が定める調整

本号(2)(イ)乃至(二)で規定されている調整に加え、( ) 合併、減資、自己株式の取得、若しくは当会社の普通株式の併合、( ) 当会社の普通株式数の変更、若しくは当会社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は( ) H種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後H種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するH種優先株式交付価額に調整されるものとする。

(ヘ) 解釈

本項に不明瞭な点がある場合、又はH種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当会社の取締役会がH種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにH種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

(当会社の普通株式を対価とする取得条項)

10. 当社は、2012年4月1日（同日を含む。）から2014年3月31日（同日を含む。）までの期間、当会社の取締役会決議により定める日をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額で除した数の当会社の普通株式を交付することができる。ただし、当会社の普通株式の時価（上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。）がその時点で有効なH種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。

(金銭を対価とする取得条項)

11. 当社は、いつでも（ただし、2014年4月1日以降に限る。）、当会社の取締役会の決議により定める日（以下、本項において「取得日」という。）をもって、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得

し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。

「H種優先株式取得価格」とは、（ ）H種清算価値、（ ）H種最終配当金額、及び（ ）2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。

「H種最終配当金額」とは、（ ）取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算した金額、又は（ ）取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記（ ）又は（ ）により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「H種早期取得費」とは、（ ）H種清算価値に、（ ）H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間（以下、本項において「取得費計算期間」という。）に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。）（ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（円LIBOR（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。）（なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。）を減じた率（ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。）を乗じた額に、（ ）取得日から2016年3月31日（同日を含む。）までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

当社は、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して、取得日の2週間前までに、当該取得日を通知、若しくは公告するものとする。

H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。

（金銭を対価とする取得請求権）

12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。

前号に係る取得価格は、1株につき当該請求によって行われるH種優先株式の取得日に有効なH種優先株式取得価格に相当する額とする。

（優先配当金の除斥期間）

13. 第37条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。

（優先順位）

14. H種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。

（会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無）

15. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

（議決権を有しないこととしている理由）

16. 資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

( 2 ) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

( 4 ) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2021年9月30日	-	普通株式 1,524,211 第一回B種優先株式 2,500 H種優先株式 22,750	-	15,000	-	3,750

( 5 ) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	1,549,454	100.00
計	-	1,549,454	100.00

( 6 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,600	-	「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,524,204,400	15,242,044	同上
	第一回B種優先株式 2,500,000	25,000	
	H種優先株式 22,750,000	227,500	
単元未満株式	普通株式 152	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,549,461,152	-	-
総株主の議決権	-	15,494,544	-

(注) 第一回B種優先株式、H種優先株式は、2021年3月期に係る期末配当がなかったため、議決権を有していません。

【自己株式等】  
普通株式

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アプラス フィナンシャル	大阪市浪速区湊町 一丁目2番3号	6,600	-	6,600	0.00
計	-	6,600	-	6,600	0.00

## 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役	小林 純一	1971年11月17日生	2007年8月 GEコンシューマー・ファイナンス(現新生フィナンシャル株式会社)入社 2014年7月 同社執行役員ファイナンス部門長 2017年4月 株式会社新生銀行グループ経営企画部GM 2018年6月 株式会社アプラス監査役 2018年6月 当社監査役 2021年10月 株式会社新生銀行シニアオフィサーグループ企画財務グループ海外事業統括部(特命)執行役員 コンシューマーファイナンス総括(現任) 2021年10月 新生フィナンシャル株式会社代表取締役社長兼CEO(現任) 2021年10月 株式会社アプラス取締役(現任) 2021年10月 当社取締役(現任)	(注)	-	2021年10月1日

(注) 2021年10月1日から2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

### (2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	鳥越 宏行	2021年7月21日

### (3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性7名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

## 第5【経理の状況】

### 1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社は、前年同期においては四半期報告書を提出しており、前中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）および前中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間連結財務諸表および中間財務諸表は作成しておりません。したがって、前中間連結会計期間および前中間会計期間との対比は行っておりません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間連結財務諸表および中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。



1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	139,301	129,993
割賦売掛金	1, 2 724,207	1, 2 763,983
信用保証割賦売掛金	535,305	550,722
リース投資資産	38,037	44,420
金銭の信託	3 92,588	3 89,721
その他	45,430	37,099
貸倒引当金	38,514	40,581
流動資産合計	1,536,357	1,575,360
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	4 5,914	4 2,013
無形固定資産	20,540	19,237
投資その他の資産	12,113	12,398
固定資産合計	38,568	33,649
<b>繰延資産</b>		
社債発行費	54	45
繰延資産合計	54	45
<b>資産合計</b>	<b>1,574,979</b>	<b>1,609,055</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	18,000	13,338
信用保証買掛金	535,305	550,722
短期社債	147,300	134,800
短期借入金	285,000	365,000
1年内返済予定の長期借入金	79,686	57,252
リース債務	7,322	8,768
未払法人税等	601	555
賞与引当金	1,399	979
ポイント引当金	-	677
預り金	112,195	117,482
割賦利益繰延	5 33,233	5 34,032
その他	5,570	3,919
流動負債合計	1,225,615	1,287,526
<b>固定負債</b>		
社債	20,000	20,000
長期借入金	73,241	67,146
長期債権流動化債務	2 145,457	2 117,767
リース債務	30,714	35,652
利息返還損失引当金	6,662	5,667
その他	556	556
固定負債合計	276,632	246,789
<b>負債合計</b>	<b>1,502,247</b>	<b>1,534,315</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金	3,730	3,730
利益剰余金	51,899	54,011
自己株式	0	0
株主資本合計	70,630	72,742
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
退職給付に係る調整累計額	2,101	1,997
その他の包括利益累計額合計	2,102	1,997
純資産合計	72,732	74,739
負債純資産合計	1,574,979	1,609,055

## 【中間連結損益及び包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益	
包括信用購入あっせん収益	9,483
個別信用購入あっせん収益	6,866
信用保証収益	9,208
融資収益	4,825
金融収益	527
その他の営業収益	8,761
営業収益合計	39,672
営業費用	
販売費及び一般管理費	1 33,479
金融費用	1,344
営業費用合計	34,824
営業利益	4,847
営業外収益	
キャッシュレス補助金	56
雑収入	18
営業外収益合計	74
営業外費用	
固定資産除却損	10
雑損失	15
営業外費用合計	26
経常利益	4,896
特別損失	
固定資産売却損	2 2,248
特別損失合計	2,248
税金等調整前中間純利益	2,648
法人税、住民税及び事業税	263
法人税等調整額	80
法人税等合計	183
中間純利益	2,464
(内訳)	
親会社株主に帰属する中間純利益	2,464
非支配株主に帰属する中間純利益	-
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	0
退職給付に係る調整額	104
その他の包括利益合計	104
中間包括利益	2,360
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	2,360
非支配株主に係る中間包括利益	-

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,000	3,730	51,899	0	70,630
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	352	-	352
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,000	3,730	51,547	0	70,277
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益			2,464		2,464
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	2,464	-	2,464
当中間期末残高	15,000	3,730	54,011	0	72,742

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	0	2,101	2,102	72,732
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	352
会計方針の変更を反映した当期首残高	0	2,101	2,102	72,379
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益				2,464
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	0	104	104	104
当中間期変動額合計	0	104	104	2,360
当中間期末残高	0	1,997	1,997	74,739

## 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前中間純利益	2,648
減価償却費	2,267
固定資産除却損	10
固定資産売却損益(は益)	2,248
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,067
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	994
受取利息及び受取配当金	525
支払利息	1,261
売上債権の増減額(は増加)	27,635
仕入債務の増減額(は減少)	624
その他	1,774
小計	19,802
利息及び配当金の受取額	525
利息の支払額	1,284
法人税等の支払額	368
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>20,930</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	80
有形固定資産の売却による収入	1,404
無形固定資産の取得による支出	1,079
その他	132
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>111</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	80,000
短期社債の純増減額(は減少)	12,500
長期借入れによる収入	19,200
長期借入金の返済による支出	47,729
債権流動化による収入	17,633
債権流動化の返済による支出	45,324
リース債務の返済による支出	4,878
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>6,401</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	14,417
現金及び現金同等物の期首残高	153,172
現金及び現金同等物の中間期末残高	138,754

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 2社
- (2) 主要な連結子会社名  
(株)アプラス  
(株)アプラスインベストメント
- (3) 当中間連結会計期間中の減少 2社  
(株)アプラスおよび(株)アプラスインベストメントと合併したことによるもの

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

(ア) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

(イ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として、定率法を採用しております。ただし、東京研修会館の建物および構築物、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5~15年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当中間連結会計期間の金額は37,552百万円(前連結会計年度は39,630百万円)であります。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

ポイント引当金

ポイント制度によりお客さまに付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当中間連結会計期間における将来の費用負担見込額を計上しております。

(追加情報)

従来、お客さまに付与したポイントの使用により発生する費用については、実際に使用された時点で費用処理してはいたしましたが、重要性が増しつつあるため、当中間連結会計期間より将来の費用負担見込額について「ポイント引当金」として計上しております。

利息返還損失引当金

将来の利息返還請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。

（アドオン方式契約）

包括信用購入あっせん	・・・7・8分法により計上する方法
個別信用購入あっせん	・・・7・8分法により計上する方法
信用保証（保証料契約時一括受領）	・・・7・8分法により計上する方法
信用保証（保証料分割受領）	・・・定額法により計上する方法

（残債方式契約）

包括信用購入あっせん	・・・残債方式により計上する方法
個別信用購入あっせん	・・・残債方式により計上する方法
信用保証（保証料分割受領）	・・・残債方式により計上する方法
融資	・・・残債方式により計上する方法

（注）計上方法の内容は次のとおりであります。

1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上戻しを対象としております。なお、包括信用購入あっせんにおける収益のうち、代行手数料収入およびカード年会費収入は「顧客との契約から生じる収益の計上基準」に従って計上しております。
2. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。
3. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、主として、当社セグメントにおけるカード事業（包括信用購入あっせん）の代行手数料収入、およびペイメント事業の集金代行収入については、これらの財又はサービスの提供完了時点において履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。また、当社セグメントにおけるカード事業（包括信用購入あっせん）のカード年会費収入については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積もりおよび金融要素は含まれておりません。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する短期的な投資等からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間（3～5年）で均等償却を行っております。

消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社グループは、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

債務保証のうち、当社が集金を行う債務保証（提携ローン保証および回収金保証）は、信用保証割賦売掛金および信用保証買掛金として計上しております。



( 会計方針の変更 )

( 収益認識に関する会計基準等の適用 )

「収益認識に関する会計基準」( 企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。 ) 等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、連結子会社の株式会社アプラス( 以下、アプラスという。 ) において、包括信用購入あっせんにおけるカード年会費収入については、履行義務が一定期間にわたり充足されるため、当該一定期間に按分して収益を認識する方法に変更するとともに、代理人に該当する取引は、アプラスによる顧客以外の他の当事者への支払手数料を控除した純額を収益として認識する方法に変更しております。また、包括信用購入あっせんにおける代行手数料収入については、クレジットカード利用時に役務の提供が完了し、履行義務が充足されるため、一時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当中間連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当中間連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は702百万円減少、営業費用は659百万円減少したことにより、営業利益、経常利益および税金等調整前中間純利益がそれぞれ43百万円減少しております。また、期首の利益剰余金が352百万円減少、繰延税金資産が155百万円増加、割賦利益繰延が59百万円減少、流動負債その他が568百万円増加しております。

( 時価の算定に関する会計基準等の適用 )

「時価の算定に関する会計基準」( 企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。 ) 等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」( 企業会計基準第10号 2019年7月4日 ) 第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表への影響はありません。

( 追加情報 )

( 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定 )

前事業年度の有価証券報告書に記載した新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定についての重要な変更はありません。

## (中間連結貸借対照表関係)

## 1. 部門別割賦売掛金

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
包括信用購入あっせん	93,836百万円	86,961百万円
個別信用購入あっせん	374,428	420,989
融資	255,942	256,032
計	724,207	763,983

## 2. 担保資産および担保付債務

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
担保に供している資産		
割賦売掛金等	145,457百万円	117,767百万円
担保付債務		
長期債権流動化債務	145,457	117,767

3. 金銭の信託は、主として信用保証業務の一環として設定しているものであります。

## 4. 減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
有形固定資産	7,080百万円	5,348百万円

## 5. 部門別割賦利益繰延

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
包括信用購入あっせん		
期首残高	662百万円	650百万円
増加額	20,265	9,435
減少額	20,276	9,483
期末残高	650	603
	(59)	(-)
個別信用購入あっせん		
期首残高	12,641百万円	14,447百万円
増加額	14,466	7,872
減少額	12,660	6,866
期末残高	14,447	15,453
	(2,772)	(3,055)
信用保証		
期首残高	18,367百万円	18,135百万円
増加額	18,152	9,048
減少額	18,384	9,208
期末残高	18,135	17,975
計		
期首残高	31,671百万円	33,233百万円
増加額	52,883	26,356
減少額	51,321	25,557
期末残高	33,233	34,032
	(2,832)	(3,055)

(注) ( )内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。

6. 偶発債務

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
保証債務残高のうち債権、債務とみな されない残高	24,864百万円	25,360百万円
従業員借入金保証残高	5	4

(注) 保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高には、新生銀行グループにおける家賃保証業務の強化に伴い、当社グループにおいても、家賃保証業務の収益拡大が今後見込まれることから、最大賃料保証債務(家賃の1ヶ月相当額)を算定し、前連結会計年度20,843百万円、当中間連結会計期間21,846百万円を含めて記載しております。

7. ローンカードおよびクレジットカードに附帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
貸出未実行残高	714,436百万円	694,953百万円

(注) 貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社グループが任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社グループの将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。

8. リスク管理債権

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
破綻先債権	17百万円	16百万円
延滞債権	16,297	16,842
3ヵ月以上延滞債権	979	1,433
貸出条件緩和債権	12,610	12,754

(注) 1. リスク管理債権とは、「割賦売掛金」、「信用保証割賦売掛金」のうち、上記の債権であります。

2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という)等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。

3. 延滞債権とは、破綻先以外の未収利息不計上債権のほか、今後、破綻先となる可能性が大きいと認められる債権であります。

4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先(破綻先と同等の状況にある債務者)に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として直接減額した金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
破綻先債権	15,419百万円	11,700百万円
延滞債権のうち実質破綻先 に対する債権	24,211	25,852

(中間連結損益及び包括利益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主な内容

	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
貸倒引当金繰入額	6,615百万円
賞与引当金繰入額	979
ポイント引当金繰入額	989
支払手数料	10,761
従業員給料手当	3,487
販売促進費	2,862

2 固定資産売却損

主として土地の売却によるものであります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,524,211,152	-	-	1,524,211,152
第一回B種優先株式	2,500,000	-	-	2,500,000
H種優先株式	22,750,000	-	-	22,750,000
合計	1,549,461,152	-	-	1,549,461,152
自己株式				
普通株式	6,677	-	-	6,677
合計	6,677	-	-	6,677

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	129,993百万円
流動資産のその他に含まれる現金同等物	8,761
現金及び現金同等物の中間期末残高	138,754

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

1. 借手側

該当事項はありません。

2. 貸手側

リース投資資産は、転リース取引に係るものであり、利息相当額控除後の金額を計上しております。

オペレーティング・リース取引

1. 借手側

未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
1年内	563	485
1年超	460	199
合計	1,024	685

2. 貸手側

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価およびこれらの差額、並びにレベルごとの時価は次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注)2に記載のとおりであります。)

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間連結貸借対照表価額(連結貸借対照表価額)とする金融資産及び金融負債  
前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位: 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券			
株式	7	7	-
資産合計	7	7	-

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

(単位: 百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	7	-	-	7
資産合計	7	-	-	7

(2) 時価をもって中間連結貸借対照表価額(連結貸借対照表価額)としない金融資産及び金融負債  
現金及び預金、支払手形及び買掛金、短期借入金、短期社債、預り金は、短期間(1年以内)のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
割賦売掛金	724,207		
貸倒引当金(*1)	23,415		
割賦利益繰延(*2)	13,302		
	687,489	773,696	86,206
金銭の信託	92,588	96,074	3,486
資産合計	780,078	869,771	89,692
1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金	152,927	153,085	158
長期債権流動化債務	145,457	145,205	252
1年以内償還予定の社債及び社債	20,000	19,871	129
負債合計	318,384	318,161	223

(\*1) 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延のうち、利用者手数料を控除しております。

(\*3) 上記の他、信用保証割賦売掛金を含む債務保証があり、時価は6,290百万円であります。

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時価				中間連結 貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
割賦売掛金	-	-	-	-	763,983	
貸倒引当金(*1)	-	-	-	-	25,069	
割賦利益繰延(*2)	-	-	-	-	14,225	
	-	-	795,137	795,137	724,688	70,449
金銭の信託	-	-	93,102	93,102	89,721	3,381
資産合計	-	-	888,240	888,240	814,409	73,830
1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金	-	-	124,428	124,428	124,398	30
長期債権流動化債務	-	-	117,709	117,709	117,767	57
1年以内償還予定の社債及び社債	-	19,910	-	19,910	20,000	90
負債合計	-	19,910	242,138	262,048	262,165	116

(\*1) 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延のうち、利用者手数料を控除しております。

(\*3) 上記の他、信用保証割賦売掛金を含む債務保証があり、時価(レベル3)は33,559百万円であります。

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

投資有価証券(株式)については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しており、レベル1の時価に分類しております。

割賦売掛金

割賦売掛金に係る利率は変動する要素が限定的であり、種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額から割賦売掛金の管理回収にかかるコストを控除した金額を現在価値に割り引き、当該金額から時間価値を考慮した貸倒見積高を控除して時価としており、重要な観察出来ないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。なお、時価の算定において、利息返還損失引当金については考慮しておりません。

金銭の信託

金銭の信託については、主として信用保証業務の一環として設定しているものであり、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、割引現在価値等によって算定した価格を時価としており、重要な観察出来ないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

負債

1年内返済予定の長期借入金および長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価としており、重要な観察出来ないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

長期債権流動化債務

元利金の合計額を同様の流動化を行った場合に想定される利率で割り引いて時価としており、重要な観察出来ないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

1年内償還予定の社債および社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格を時価としており、レベル2に分類しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
市場価格のない株式等(*1)	160	160
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(*2)	0	0
合計	160	160

(\*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしてありません。

(\*2) 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に従い、開示の対象とはしてありません。



(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7	7	0

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額160百万円)ならびに投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(連結貸借対照表計上額0百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7	7	0

(注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額160百万円)ならびに投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(中間連結貸借対照表計上額0百万円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能な構成単位であり、最高経営責任者（CEO）が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、お客さまに提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されております。主要な子会社である株式会社アプラスおよび株式会社アプラスパーソナルローンが行う事業を「ショッピングクレジット事業」、「カード事業」、「ローン事業」および「ペイメント事業」に区分し、また、信販業を営む全日信販株式会社と金銭債権の取得・回収等を業とする株式会社アプラスインベストメントを「その他子会社」として、これら5つを報告セグメントとしております。

なお、2021年7月1日付で株式会社アプラスは全日信販株式会社を、また、株式会社アプラスインベストメントは株式会社アプラスパーソナルローンを吸収合併いたしました。

各セグメントの主な内容は以下のとおりであります。

「ショッピングクレジット事業」は、個別信用購入あっせん業務および信用保証業務、「カード事業」は、包括信用購入あっせん業務およびクレジットカードを手段とした融資業務、「ローン事業」は、融資業務、「ペイメント事業」は、集金代行業務であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部取引における取引価格は、第三者取引価格に基づいております。

なお、資産、負債については、事業セグメントごとの管理を行っておりません。

また、報告セグメントの算定上、減価償却費および支払利息は、一部について他の営業経費と合算した上で事業セグメントに配分しており、減価償却費、支払利息としては事業セグメントごとの把握・管理は行っておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報および収益の分解情報  
 当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 損益及び 包括利益 計算書計 上額 (注)3
	ショッピ ングクレ ジット	カード	ローン	ペイメン ト	その他子 会社	計				
営業収益										
顧客との契約 から生じる収 益(注)4・ 6	292	5,742	165	7,259	0	13,458	198	13,656	-	13,656
その他の収益 (注)5・6	16,885	5,064	3,018	2	427	25,396	620	26,016	-	26,016
外部顧客への 売上高	17,177	10,806	3,183	7,261	427	38,854	818	39,672	-	39,672
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	0	1	7	5	13	-	13	13	-
計	17,177	10,806	3,184	7,268	432	38,867	818	39,685	13	39,672
セグメント利益 又は損失( )	4,008	106	1,122	866	87	6,015	426	5,589	742	4,847

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅ローン保証事業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失の調整額 742百万円には、セグメント間取引消去 8百万円、各報告セグメントに配分していない調整額 734百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失は、中間連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 顧客との契約から生じる収益は主として、カード事業(包括信用購入あっせん)の代行手数料収入およびカード年会費収入、ペイメント事業の集金代行収入であります。

5. 主として、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)の適用範囲に含まれる金融商品に係る取引および「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)の適用範囲に含まれるリース取引等における収益が含まれております。

6. 各報告セグメントに関連する収益については、合理的な配賦基準に基づき各報告セグメントに配賦しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

当社および連結子会社が営む業務は信用供与から回収までの事業の種類や性質等が類似しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度 ( 2021年 3月31日 )	当中間連結会計期間 ( 2021年 9月30日 )
1株当たり純資産額	円	16.23	17.54

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎とする純資産額は、中間連結貸借対照表の純資産合計額から優先株式の発行額および優先株式の配当額を控除した額であります。

1株当たり中間純利益および算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		当中間連結会計期間 ( 自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日 )
1株当たり中間純利益	円	1.62
( 算定上の基礎 )		
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,464
普通株主に帰属しない金額	百万円	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,464
期中平均株式数	千株	1,524,204
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	0.91
( 算定上の基礎 )		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	-
普通株式増加数	千株	1,171,513
( うち第一回B種優先株式 )	千株	( 34,013 )
( うちH種優先株式 )	千株	( 1,137,500 )

(重要な後発事象)

(当社と当社連結子会社株式会社アプラスとの合併)

当社および当社の完全子会社である株式会社アプラスは、両社の2021年11月10日開催の取締役会において、業務運営の効率化を目的に両社の合併を決議し、同日付で、下記の合併契約を締結いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称および事業の内容

結合企業(合併存続会社)

名称 株式会社アプラス

事業の内容 ショッピングクレジット事業、カード事業およびペイメント事業等

被結合企業(合併消滅会社)

名称 株式会社アプラスフィナンシャル

事業の内容 アプラスグループ会社の管理運営、信用保証事業のうち住宅ローン業務

(2) 企業結合日

2022年1月1日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

株式会社アプラスを存続会社、株式会社アプラスフィナンシャルを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社アプラス

2. 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

(資本金および資本準備金の額の減少)

当社は、2021年11月10日開催の取締役会において、資本金および資本剰余金の処分について、2021年11月26日開催の臨時株主総会および種類株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 資本金および資本準備金の額の減少の目的

2022年1月1日に予定している株式会社アプラスとの吸収合併により、存続会社となる株式会社アプラスの資本金および資本準備金の額を、概ね現状程度に維持することを目的に、合併前の当社において、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金および資本準備金の額の減少を行うものです。

2. 資本金および資本準備金の額の減少の内容

資本金の額15,000,000,000円を14,890,000,000円減少し、減少後の資本金の額を110,000,000円といたします。

資本準備金の額3,750,000,000円を3,722,500,000円減少し、減少後の資本準備金の額を27,500,000円といたします。

資本金の減少額14,890,000,000円および資本準備金の減少額3,722,500,000円は、全額その他資本剰余金に振り替える処理を行います。

3. 資本金および資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2021年11月10日
債権者保護手続き公告日	2021年11月19日
臨時株主総会決議日	2021年11月26日
種類株主総会決議日	2021年11月26日
効力発生日	2021年12月31日(予定)

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【中間財務諸表等】

## (1)【中間財務諸表】

## 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	52,222	52,404
営業貸付金	126	102
信用保証割賦売掛金	7,052	5,947
金銭の信託	7,148	5,697
その他	4,114	7,550
貸倒引当金	159	150
流動資産合計	70,504	71,552
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	54,789	54,789
繰延税金資産	2	2
その他	5	4
投資その他の資産合計	54,797	54,796
固定資産合計	54,797	54,796
繰延資産		
社債発行費	54	45
繰延資産合計	54	45
資産合計	125,356	126,394
<b>負債の部</b>		
流動負債		
信用保証買掛金	7,052	5,947
短期借入金	55,000	55,000
未払金	2,476	3,620
未払法人税等	0	0
未払費用	21	21
預り金	21	62
流動負債合計	64,571	64,653
固定負債		
社債	20,000	20,000
固定負債合計	20,000	20,000
負債合計	84,571	84,653
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金		
資本準備金	3,750	3,750
資本剰余金合計	3,750	3,750
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	22,035	22,990
利益剰余金合計	22,035	22,990
自己株式	0	0
株主資本合計	40,784	41,740
純資産合計	40,784	41,740
負債純資産合計	125,356	126,394

## 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益	
信用保証収益	43
融資収益	2
金融収益	1,003
その他の営業収益	80
営業収益合計	1,129
営業費用	
販売費及び一般管理費	84
金融費用	108
営業費用合計	193
営業利益	936
経常利益	936
税引前中間純利益	936
法人税、住民税及び事業税	18
法人税等調整額	0
法人税等合計	18
中間純利益	955



【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
				繰越利益剰余金			
当期首残高	15,000	3,750	3,750	22,035	0	40,784	40,784
当中間期変動額							
中間純利益				955		955	955
当中間期変動額合計	-	-	-	955	-	955	955
当中間期末残高	15,000	3,750	3,750	22,990	0	41,740	41,740

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間(3～5年)で均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当中間会計期間の金額は160百万円(前事業年度は165百万円)であります。

4. 収益の計上基準

信用保証収益および融資収益は、期日到来基準とし、元本残高に対して一定率の料率で保証料または貸付利息を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上しております。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

債務保証のうち、当社が集金を行う債務保証(提携ローン保証)は、信用保証割賦売掛金および信用保証買掛金として計上しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 偶発債務

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
重畳的債務引受による債務	86,318百万円	79,717百万円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく、時価および中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)と時価との差額については記載しておりません。

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
子会社株式	54,789百万円	54,789百万円

(重要な後発事象)

(当社と当社連結子会社株式会社アプラスとの合併)

当社および当社の完全子会社である株式会社アプラスは、両社の2021年11月10日開催の取締役会において、業務運営の効率化を目的に両社の合併を決議し、同日付で、下記の合併契約を締結いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称および事業の内容

結合企業(合併存続会社)

名称 株式会社アプラス

事業の内容 ショッピングクレジット事業、カード事業およびペイメント事業等

被結合企業(合併消滅会社)

名称 株式会社アプラスフィナンシャル

事業の内容 アプラスグループ会社の管理運営、信用保証事業のうち住宅ローン業務

(2) 企業結合日

2022年1月1日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

株式会社アプラスを存続会社、株式会社アプラスフィナンシャルを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社アプラス

2. 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

(資本金および資本準備金の額の減少)

当社は、2021年11月10日開催の取締役会において、資本金および資本剰余金の処分について、2021年11月26日開催の臨時株主総会および種類株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 資本金および資本準備金の額の減少の目的

2022年1月1日に予定している株式会社アプラスとの吸収合併により、存続会社となる株式会社アプラスの資本金および資本準備金の額を、概ね現状程度に維持することを目的に、合併前の当社において、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金および資本準備金の額の減少を行うものです。

2. 資本金および資本準備金の額の減少の内容

資本金の額15,000,000,000円を14,890,000,000円減少し、減少後の資本金の額を110,000,000円といたします。

資本準備金の額3,750,000,000円を3,722,500,000円減少し、減少後の資本準備金の額を27,500,000円といたします。

資本金の減少額14,890,000,000円および資本準備金の減少額3,722,500,000円は、全額その他資本剰余金に振り替える処理を行います。

3. 資本金および資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2021年11月10日
債権者保護手続き公告日	2021年11月19日
臨時株主総会決議日	2021年11月26日
種類株主総会決議日	2021年11月26日
効力発生日	2021年12月31日(予定)

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第66期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

2021年6月28日  
近畿財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年11月15日

株式会社アプラスフィナンシャル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤嘉雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野大樹 印

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスフィナンシャルの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャル及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年11月15日

株式会社アプラスフィナンシャル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤嘉雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野大樹 印

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスフィナンシャルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャルの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。